

特別用途地区（シビックゾーン地区）

■地区の概要

種類	シビックゾーン地区
位置及び区域	計画図表示のとおり
面積	約 18.8ha

■規制内容

特別用途地区 内の建築制限 等	(対象区域内に建築することができない建築物)
	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する建築物
	(対象区域内で指定する用途地域に規定に関わらず建築することができる建築物)
	1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	2 前項に規定する用途に供する建築物又は建築物の敷地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない
	(1) 敷地面積は、3,000 平方メートル以上であること
	(2) 敷地は、幅員 9 メートル以上の道路に接し、かつ、その敷地がその道路に 6 メートル以上接すること
	(3) 建ぺい率は、50%を越えないこと
(4) 外壁の後退距離は、2 メートル以上であること	
(5) 外壁は、建築基準法第 30 条に規定する遮音性能を有する構造であること	

■計画図

